

アリビナ宇宙科学研究所規程

第 I. 章 当研究所の名称の規程

第 1.01 節 現在の正式名称

- 第 1 項 当研究所の名称をアリビナ宇宙科学研究所と規定する。
- 第 2 項 前項に定める名称は再建日 2014 年 5 月 11 日からのものであると規定する。
- 第 3 項 公式の英訳名称を Al'bina Institute of Space and Astronautical Science と規定する。
- 第 4 項 前項に依り，当研究所の公式の略称を AISAS と規定する。
- 第 5 項 前項に定める略称はエーサスまたはアイサスと読むことを規定する。
- 第 6 項 前項の規定は，JAXA 宇宙科学研究所 ISAS との混同を防ぐ為，原則として前者の様に読むことを規定する。

第 1.02 節 過去の正式名称

- 第 1 項 当研究所の設立当初の名称は **Альбина Институт Космических Наук «БЕЛКОСМОС»**であったことを認める。
- 第 2 項 前項の名称は設立日 1962 年 11 月 24 日から 1981 年 12 月 31 日迄のものであったことを認める。
- 第 3 項 前項の期間，当研究所の通称は **БЕЛКОСМОС** であったことを認める。
- 第 4 項 当研究所の名称は，二代目の時代に Al'bina Institute of Space and Astronautical Science に変更されたことを認める。
- 第 5 項 前項の名称は 1982 年 1 月 1 日から一時解体迄のものであったことを認める。

第 II. 章 研究所の所在地及び活動場所の規程

第 2.01 節 当研究所の所在地

第 1 項 2 章 1 節は、本項を除き、団体に何等かの変更があった際には、書き換えられることを規定する。

第 2 項 当研究所の所在地は所長の住所地と一致すると規定する。

第 3 項 前項に因り、所長は住所地が変更された場合には、所在地の変更を申告する義務があると規定する。

第 4 項 又、前項に加え、所長の変更があった際にも、申告する義務があると規定する。

第 2.02 節 当研究所の支部と中枢

第 1 項 当研究所には、日本国支部・ロシア連邦支部・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国支部・ドイツ連邦共和国支部を立てることを規定する。

第 2 項 当研究所の中枢を日本国支部と規定し、日本国支部を当研究所の本部と規定する。

第 3 項 各支部の代表は序列番号の最も高い者と規定する。

第 4 項 前項に則る際、支部内の最高序列者が、同位の序列を持つ複数人である場合、総合科学研究室、リフェルン技術開発室、架空世界研究室、の順に序列を定めることを規定する。

第 5 項 本部の代表は当研究所の代表が務めるものと規定する。

第 2.03 節 当研究所の活動場所

第 1 項 当研究所は、各支部の各々の研究所、及び又は各職員の各々の研究活動場所を主な活動場所と規定する。

第 2 項 前項に加え、インターネット上の各種サービスも活動場所として認めることを規定する。

第 III. 章 内部組織及び職員の規程

第 3.01 節 当研究所への加入要件の規定

- 第 1 項 当研究所への加入は、此の節に定める規定を全て満たし、且所長及び役員総会から、要件を全て満たしていると判断される必要があることを規定する。
- 第 2 項 暴力団等の反社会的組織に係っていない
- 第 3 項 氏名・生年月日・出生地・住所地・身体的性別及び精神的性別を職員名簿に記載することに同意している
- 第 4 項 4 章に定める事業目的を理解し、其れに同意している
- 第 5 項 7 章に定める禁止事項を厳守することを誓い、其れに同意する
- 第 6 項 加入希望支部内で用いられている言語で他職員等と意志疎通が可能である
- 第 7 項 参加希望の内部組織で必要とされる知識及び又は技能を有している
- 第 8 項 当研究所の研究成果又は成果物及び創作物を敬愛できる
- 第 9 項 キリスト教を中心とする宗教団体に偏見が無く、教団の信徒への差別的言動が無く、各教団を尊重できる
- 第 10 項 障碍や病気及び生理的現象又は反応に偏見や差別的言動が無い
- 第 11 項 多様な思想への理解があり、幅広く意見を取り入れられる
- 第 12 項 人権等の自身及び他人の全ての権利を尊重できる
- 第 13 項 当研究所特有の思想や慣習に抵抗及び偏見がない
- 第 14 項 当規程の全てを読み、之を理解し、之に同意する

第 3.02 節 内部組織

- 第 1 項 当研究所内には、総合科学研究室、リフェルン技術開発室、架空世界研究室、の三つの内部組織を立てることを規定する。
- 第 2 項 前項に規定される内部組織は夫と異なる目的を持つものと規定する。
- 第 3 項 当研究所の職員は 3 章 2 節 1 項で規定される内部組織の何れかに所属することを規定する。
- 第 4 項 当研究所には過去に、宇宙物理学研究室、航空宇宙工学研究室、神秘科学研究室が存在し、前二者が合併された宇宙科学研究室が存在したことを認める。

第 3.03 節 職員の階級及び定例会議

- 第 1 項 職員には、所長、副所長、組織代表職員、会計担当者の役員と、一般職員の五つの位を規定する。
- 第 2 項 前項に規定される所長は当研究所の代表者であり、副所長は其の補佐であることを規定し、役員は役員総会を構成するものと規定する。
- 第 3 項 前項に規定される役員総会は当研究所及び各組織の運営及び活動方針に関する議論を行い、毎月第二日曜日の午後 21 時から行われることを規定する。
- 第 4 項 前二項に規定される役員総会以外に、一般職員迄の全職員を含めた定例会議を置き、各回前の話し合いに依って予め決定された日付・時刻から行うことを規定する。
- 第 5 項 前項の定例会議への参加は義務ではないことを規定する。
- 第 6 項 又、定例会議は何等かの都合に因って行われない場合でも、規程には反しないことを規定する。
- 第 7 項 毎年 9 月 27 日、又は直前の日曜日に、全職員に依る運営及び活動方針を見直す会議である、職員総会を行うことを規定する。

第 3.04 節 職員の権利

- 第 1 項 当研究所の職員は、氏名・生年月日・出生地・住所地・身体的性別及び精神的性別を職員名簿に記載する義務があることを規定する。
- 第 2 項 前項の職員名簿は所長及び役員総会に依って厳格に管理され、外部への流出を一切認めないことを規定する。
- 第 3 項 当研究所の職員は研究所内で、人種・財産・学歴・宗教・性別等に関する差別を向けられることなく、其等権利は遵守されることを規定する。
- 第 4 項 当研究所の職員は研究成果又は成果物及び創作物を非公式に公開する権利は無いことを規定する。
- 第 5 項 当研究所を脱退する際は、脱退者の個人情報 は復元不可能な状態で破棄されることを規定する。
- 第 6 項 前項に加え、脱退者の当研究所の研究成果又は成果物及び創作物の権利は当研究所に返還されることを規定する。

第 3.05 節 職員の序列と代表の選出

- 第 1 項 当研究所の職員には研究又は創作の成果に応じた、内部組織内での序列を与えることを規定する。
- 第 2 項 序列は成果に応じて変動し、一人の序列が更新される場合、同組織に所属する全職員の序列が変動することを認める。
- 第 3 項 組織内で序列が一位の者を其の組織副代表及び代表代理と規定する。
- 第 4 項 組織代表者は、原則として、各組織内での会議に依って選出されるものと規定する。又、例外として当研究所代表が任命することも認める。
- 第 5 項 当研究所代表は、職員総会で全職員からの投票に依って選出されることを規定する。

第 3.06 節 職員の各種番号

- 第 1 項 当研究所の全ての職員には職員番号が付与されることを規定する。
- 第 2 項 前項に規定される職員番号は、何番目の職員であるかを表す三桁の数字、所属している内部組織を表す一字のラテン文字、内部組織で何番目の職員であるかを表す二桁の数字、即ち **nnnXnn** で構成されるものと規定する。
- 第 3 項 前項に依る一字のラテン文字、之は総合科学研究室では N、リフェルン技術開発室では T、架空世界研究室では V を与えられるものと規定する。又、過去の組織では、宇宙物理学研究室及び宇宙科学研究室では A、航空宇宙工学研究室では E、神秘科学研究室では M、を与えられていたことを認める。
- 第 4 項 当研究室の全ての職員には序列番号が付与されることを規定する。
- 第 5 項 前項に規定される序列番号は組織を表す一文字のラテン文字に組織代表者であれば P を、一般職員であれば L を付して、ハイフンで序列を表す三桁の数字と繋げる形式、即ち **XP-nnn** 又は **XL-nnn** で表記されることを規定する。
- 第 6 項 例外的に P を持つ序列番号の場合は、続く数字は序列ではなく世代を表すことを規定する。
- 第 7 項 前項に加えて、例外的に、研究所代表者は組織を表すラテン文字の位置に **K** が置かれることを規定する。(KP-nnn)。
- 第 8 項 此の章節に規定される職員番号及び序列番号は、序列番号に続いて職員番号を括弧に入れた形式、即ち **XX-nnn(nnnXnn)** で表記されることを規定する。

第 3.07 節 自主脱退

- 第 1 項 当研究所職員は自身の自由意思に基づいて脱退が可能であることを規定する。之には以下に規定する要件を全て満たす必要があることを規定する。
- 第 2 項 申請者に少なくとも一箇月以上の継続的な脱退の意思が認められる
- 第 3 項 脱退が当研究所への不信及び又は敵対行為の為ではない
- 第 4 項 脱退の理由が当研究所内での虐め又は差別又はその他の不当な争いではない
- 第 5 項 当研究所代表者及び役員総会からの承諾を得ている
- 第 6 項 当研究所の直近二箇月以内に立ち上げられた新規プロジェクトに参加していない、若しくは退任している
- 第 7 項 研究及び創作に関するデータ及び当研究所に関する全てのデータを、自身の所有する全てのデバイスから永久消去している
- 第 8 項 前項に加えて、書面でデータを所有している場合、其等を復元不可能な状態にして破棄している
- 第 9 項 当研究所での研究成果又は成果物及び創作物を全て当研究所に返還している

第 3.08 節 除名

- 第 1 項 当研究所の職員は此の規程に則り、此の節の規定に該当した場合、除名処分を受けることを規定する。
- 第 2 項 禁忌目録に違反し、違反点数が 8 点を超える
- 第 3 項 3 章 9 節に規定される第一級懲戒処分に従わない
- 第 4 項 犯罪行為及び又は剽窃を行う
- 第 5 項 当研究所に対し故意に損害を与える行為を行う

第 3.09 節 懲戒処分

- 第 1 項 当研究所の職員は此の規程に則り、此の節の規定に該当した場合、此の節で規定される懲戒処分を受けることを規定する。
- 第 2 項 禁忌目録に違反し、違反点数が 1 点から 3 点である場合、第三級懲戒処分に処すことを規定する。
- 第 3 項 前項に規定される第三級懲戒処分は、譴責及び始末書の提出と規定する。
- 第 4 項 禁忌目録に違反し、違反点数が 4 点から 5 点である場合、第二級懲戒処分に処すことを規定する。
- 第 5 項 前項に規定される第二級懲戒処分は、譴責及び始末書の提出及び一週間の活動停止と規定する。
- 第 6 項 禁忌目録に違反し、違反点数が 6 点を超える場合、第一級懲戒処分に処すことを規定する。
- 第 7 項 前項に規定される第一級懲戒処分は、誠告及び始末書の提出及び一箇月の活動停止及び降格と規定する。

第 3.10 節 活動の休止

- 第 1 項 当研究所は職員が任意の事情に因って活動を休止することを認める。
- 第 2 項 前項は所長への申告が義務付けられることを規定する。
- 第 3 項 猶、休止期間に関しては各々の申告に任せられることを規定する。

第 3.11 節 免責

- 第 1 項 当研究所の活動中に生じた事故に関しては、職員は如何なる責任も負わないものと規定する。
- 第 2 項 猶、責任は役員の過失という扱いになることを規定する。

第 IV. 章 事業内容の規程

第 4.01 節 当研究所の総合的な目的

- 第 1 項 当研究所は、宇宙論・星形成論等の宇宙科学理論の研究を、宇宙物理学及び素粒子物理学からの着手計画に依って行い、宇宙の起源と過程を探求することを主たる目的とすることを規定する。
- 第 2 項 前項に加えて、理論上の未確認素粒子の観測及び素粒子物理学分野の諸理論の研究を行い、素粒子物理学の発展に貢献すると共に、宇宙の起源に至る理論確立に貢献することを目的とすることを規定する。
- 第 3 項 霊体のプラズマ仮説を検証し、魂という未知のプラズマ及び霊体を構成すると仮定される未知の力場の研究を行い、此の神秘を解明することを当研究所神秘科学研究系の主たる目的と規定する。
- 第 4 項 人間の共感覚性を利用し、感覚障害者に対して、障碍の在る感覚に疑似的に感覚を再現させる補助機器の開発を当研究所技術開発研究系の主たる目的と規定する。
- 第 5 項 又、霊能及び超能力を研究し、其等能力者の脳活性箇所を特定し、常人から超能力者を人工的に生み出す、能力者開発を行うことを当研究所技術開発研究系の主目的に次ぐ目的と規定する。
- 第 6 項 前二項に加えて、人間の共感覚性を利用し、且超能力的又は魔術的現象を幻覚として再現させる音声兵器である、八元の圧縮言語「リセリス」の開発を当研究所技術開発研究系の最終的な目的と規定する。
- 第 7 項 相対性理論を研究し、架空世界エールフレットの実在性の証明と、其等の啓示的諸々の夢の神秘を探求することを当研究所架空世界研究系の主たる目的と規定する。

第 4.02 節 研究の優先順位と方針

- 第 1 項 当研究所の研究の優先順位は、4 章 1 節に規定される主たる目的を最優先研究項目とし、最終的な目標については、恒久的に優先・非優先の中間順位に置くものと規定する。
- 第 2 項 4 章 1 節に規定される主目的及び最終的な目標以外の目的の優先順位は、役員総会及び各定例会議又は職員総会に於いての話し合いに依って決定されるものと規定する。
- 第 3 項 当研究所の研究の方針は、4 章 5 節に規定されるミッションに基づいて定められ、詳細な方針は役員総会及び職員総会で決定されるものと規定する。

第 4.03 節 各組織の事業内容

- 第 1 項 総合科学研究室は、天文学、宇宙物理学を中心的に取扱い、素粒子物理学、原子核物理学、又、原子・分子物理学、プラズマ物理学、古典力学、量子力学等の物理学を主に取扱うことを規定する。
- 第 2 項 総合科学研究室は前項に加え、脳科学、化学、数学等の当研究所の研究及び創作に必要な科学分野全般を取扱うことを規定する。
- 第 3 項 リフェルン技術開発室は、共感覚性や霊能・超能力、超常現象、魔術等を取扱うことを規定する。
- 第 4 項 リフェルン技術開発室は前項に加え、霊能・超能力及び魔術の開発及び検証を行い、又、共感覚性を利用した機器等の考案及び研究並びに検証を行うことを規定する。
- 第 5 項 架空世界研究室は架空世界エールフレットの研究及び創作を行い、架空世界エールフレットの解明を目的とした事業を行うことを規定する。

第 4.04 節 事業目的に依る研究系の分類

- 第 1 項 天文学・宇宙物理学を中心的に取扱う総合科学研究室は、之に航空宇宙工学を付け加えて、**宇宙科学研究系**を形成するものと規定する。
- 第 2 項 但し前項は、大脳生理学や神秘科学分野を含まないことを規定する。
- 第 3 項 前二項に規定される宇宙科学研究系は、宇宙物理学の観測的研究、及び次世代の観測装置・観測技術の研究、宇宙工学の発展、又新規宇宙プロジェクトの検討と実施を目的とすることを規定する。
- 第 4 項 総合科学研究室から宇宙科学研究系を省いた領域、及び共感覚性を利用した機器の開発や能力開発を中心的に取扱うリフェルン技術開発室は、**神秘科学研究系**を形成するものと規定する。
- 第 5 項 前項に規定される神秘科学研究系は、過去の文献や歴史書の魔術の検証を行う魔法学研究、人間の能力と脳細胞の働きに関する能力学研究、霊体のプラズマ仮説等の証明を行う構造神秘学研究を目的とすることを規定する。
- 第 6 項 この他に、リフェルン技術開発室は**技術開発研究系**を、架空世界研究室は**架空世界研究系**を形成することを規定する。
- 第 7 項 前項に規定される技術開発研究系は、当研究所のあらゆる技術開発を行うことを規定し、架空世界研究系の目的は 4 章 1 節 7 項と同一であることを規定する。

第 4.05 節 ミッションと標語の規定

- 第 1 項 全宇宙の起源と秩序を明らかにし、此の世界のより深い理解と新たな可能性を開き、人類の更なる進化と宇宙への進出を加速させることを、当研究所の主たるミッションと規定する。
- 第 2 項 宇宙物理学とミクロの物理学の協働に依り、宇宙の根源的課題に答え、其の研究成果を人間社会の共有知的財産とすることを、当研究所のミッションのひとつと規定する。
- 第 3 項 宇宙理学と宇宙工学の連携に依り、宇宙工学分野の学術研究を加速し、各国の宇宙工学研究に新たな光を与えることを、当研究所のミッションのひとつと規定する。
- 第 4 項 地球外資源の利用・宇宙資源の活用、及び次世代のエネルギーの考案・開発を行い、地球環境の保全と人類の更なる発展を目指すことを、当研究所のミッションのひとつと規定する。
- 第 5 項 現代科学では説明できない神秘科学に含まれる諸分野・現象を解明し、人類の取扱える科学の範囲を広げることを、当研究所のミッションのひとつと規定する。
- 第 6 項 此の章の規定に因り、当研究所の標語を「**神秘を探求し、進化の糧とする**」と規定する。
- 第 7 項 前項に規定される標語の公式英訳を「**Exploring Mystery, Nourishing Evolution**」, 公式露訳を「**Исследуя Тайны, Питая Эволюцию**」と規定する。

第 4.06 節 施設や機器の利用

- 第 1 項 当研究所の保有する施設や機器の利用は、当研究所の研究目的に関係する場合のみ限定的に認められることを規定する。
- 第 2 項 当研究所の管理下又は協働の下にある施設及び機器の利用は、施設・機器の管理責任者に使用許可申請書を当日迄に提出することが義務付けられることを規定する。
- 第 3 項 当研究所の保有する施設及び機器に関しては、利用回数等の制限を設けないが、協働の下にある施設・機器に関しては、其の管理団体又は管理者の規定に従う必要があることを規定する。
- 第 4 項 施設及び機器を利用した場合には、全ての場合に於いて、利用記録報告書に記載をする必要があることを規定する。

第 4.07 節 研究成果の公表と知的財産権の管理

- 第 1 項 この章で規定される目的・目標・ミッションを達成する為に行った活動で発生した全ての発明・考案・意匠・著作物・創作物等の内、実績報告書中で成果として確定された物全てを研究成果と規定する。
- 第 2 項 前項に規定される研究成果は、全て当研究所の知的財産であると規定する。
- 第 3 項 各職員は自身の有する成果が、この章で規定される目的・目標・ミッションに関連した物である場合には、実績報告書に依って当研究所に研究成果として報告する義務があることを規定する。
- 第 4 項 研究成果の公表の有無と公表日時は、所長又は役員総会の判断に因って決定されるものとし、一般職員に於いては、許可無しに研究成果を公表する権利は無いことを規定する。
- 第 5 項 4 章 7 節 2 項に規定される当研究所の知的財産の権利は当研究所に帰属し、知的財産権の取得と管理は役員総会に依って行われることを規定する。
- 第 6 項 共同研究等で外部機関との間に知的財産権が発生する場合には、当該機関と知的財産権の取扱について、綿密に協議して決定する必要があることを規定する。
- 第 7 項 当研究所職員に依る研究成果の利用については、7 章に規定する禁忌目録に反しない範囲での利用にのみ限定して認めることを規定する。
- 第 8 項 研究所外部の者に依る研究成果の利用については、事前に当研究所に確認を取り、承諾を得た場合にのみ限定して認めることを規定する。
- 第 9 項 前二項に於いて、研究成果を商業利用する場合には、発生する利益は当研究所に帰属することを規定する。但し、外部の者の承認された商業利用に関しては、利益の一部のみを徴収することと規定する。又、無償での利用を承認することも認めることを規定する。
- 第 10 項 確定された研究成果が当研究所に利益を齎した場合には、其の研究成果を報告した職員は、発生した利益に応じた報酬を受け取ることができることを規定する。
- 第 11 項 前項に加え、研究成果に関わった職員が複数人である場合には、報酬を折半し、役員総会での決議を経て、夫々の成果を反映した分の報奨金を受け取ることができることを規定する。

第 4.08 節 外部との連携及び共同研究

- 第 1 項 当研究所のプロジェクトに於いて、必要となった技能を有する者が当研究所に所属していない場合は、外部との連携を認めることを規定する。
- 第 2 項 又、当研究所が実施するプロジェクト及びミッションに於いて外部との連携が必要となった場合、又は外部機関の実施するプロジェクト及びミッションに参加する場合には、外部機関との共同研究を認めることを規定する。
- 第 3 項 共同研究に於いて、外部機関と結ばれる契約・協定の締結に関しては、役員総会を介して行われることを規定する。
- 第 4 項 共同研究に於ける外部機関との責任分担については、当該機関との綿密な協議に依って決定されるものと規定する。
- 第 5 項 外部との連携に於ける責任分担については、外部協力者が故意に損害を与えた場合を除き、全ての責任は当研究所が負うものと規定する。
- 第 6 項 外部との連携及び共同研究を行う場合には、活動内容及び進捗状況の定期的な報告が義務付けられることを規定する。
- 第 7 項 但し前項は、共同研究を実施する外部機関から情報を開示しないようにとの要請があった場合には、之に答えることを規定する。
- 第 8 項 共同研究に掛かる費用については、原則として、当該機関と折半することを規定する。
- 第 9 項 外部との連携及び共同研究に於いて、紛争が生じた際には、役員総会が調停することを規定する。
- 第 10 項 前項に加えて、契約違反が何方かに生じた場合には、役員総会より賠償命令を下すことを規定する。

第 4.09 節 研究の倫理的規範と利益相反

- 第 1 項 当研究所職員は、実績報告書での研究成果報告に際して、データの正確性及び誠実性の保持、並びに研究結果の正確な報告を義務付けられることを規定する。
- 第 2 項 6 章に定める倫理的規範を監視し遵守する為に、必要に応じて、役員総会に係わらない第三者に依る**倫理委員会**を設置することを規定する。
- 第 3 項 当研究所職員に於いて、個人的な利益と研究の目的との間で利益相反が生じた場合には、当研究所は徹底して開示を行い、社会的責任との結び付きに依って、当研究所の信頼回復を早急に行うことを規定する。
- 第 4 項 又、利益相反行為が起こらないように、透明性を重視し、組織の意思決定や取引に関する情報を積極的に開示することを規定する。

第 V. 章 財務と情報管理の規程

第 5.01 節 運営資金の調達と管理

- 第 1 項 当研究所の内部資金の調達は、原則として、役員及び一般職員からの任意の献金に依るものと規定する。
- 第 2 項 前項に規定される任意の献金の献金目安金額は、一般職員よりも役員の方が高く要求されることを規定する。
- 第 3 項 任意の献金は、職員総会前又は年度中の何れかの位置で要求される定額献金、及び年中祝事毎に要求される特別献金の二つを規定し、これらの献金は義務ではないことを規定する。
- 第 4 項 職員総会に於いて、職員から会計担当者を選出し、調達された内部資金は、役員総会及び会計担当者に依って厳格に管理されることを規定する。

第 5.02 節 財務管理と会計手続き

- 第 1 項 資金の予算編成は、会計担当者に依って定められ、会計担当者は指名された年度の予算案を役員総会に提出する義務があることを規定する。
- 第 2 項 前項に規定される予算案は、会計担当者一名のみに依って作成されない場合も認められることを規定する。
- 第 3 項 会計担当者は、年度終わりに当年度の当研究所の最終的な総合資金使途報告書及び収支計算書を、役員総会に提出する義務があることを規定する。
- 第 4 項 任命された会計担当者は、当該役職に不適合であると自身又は役員総会から判断された場合には、会計担当の権利を役員総会の推薦する他者に移譲できることを規定する。
- 第 5 項 前項の規定に則る場合、当該年度の会計担当者は書類上変更されないことを規定する。
- 第 6 項 期中報告及び年次報告は、職員総会の一箇月前を締日と規定する。
- 第 7 項 財務報告書類は、当研究所の全職員に開示されることを規定する。

第 5.03 節 経費精算と支出

- 第 1 項 当研究所の職員は、経費精算を行う場合には、会計担当者に経費精算の確認を取り、領収書等の証憑を提出する必要があることを規定する。

第 2 項 支出の経費精算は役員総会での議決に依って承認され、許可された支出のみ経費精算されることを規定する。

第 3 項 支出の優先順位は、関連するプロジェクト・ミッションの優先順位に従うことを規定する。

第 5.04 節 情報管理とアクセス制御

第 1 項 当研究所の情報データは、**公開情報、内部情報、機密情報、極秘情報**、の四つに分類されることを規定する。

第 2 項 一般的な業務報告及び財務報告、公式ウェブサイト上の情報、プロジェクトや創作活動に関する一般的な情報等、これらは公開情報に分類されることを規定する。

第 3 項 前項に規定される公開情報は、研究所の外部の者であっても、誰でもアクセスすることができるものと規定する。

第 4 項 プロジェクト計画や進捗状況、組織図及び職員一覧、会議の議事録及びメモ、経費や予算に関する情報等、これらは内部情報に分類されることを規定する。

第 5 項 前項に規定される内部情報は、当研究所の職員のみがアクセス権限を持つものと規定する。

第 6 項 顧客及び取引先の個人情報及び取引情報、未発表のプロジェクト計画及び製品又はサービスの開発計画及び仕様、当研究所の戦略的計画、当研究所の秘密の技術及び特許情報等、これらは機密情報に分類されることを規定する。

第 7 項 前項に規定される機密情報は、当研究所の所長・副所長・組織代表者等の役員及び組織副代表と各支部代表のみがアクセス権限を持つものと規定する。

第 8 項 機密情報に分類され、特定の個人や組織に関する極秘情報等のより機密性の高い情報で、組織の安全性に係わる情報は、極秘情報に分類されることを規定する。

第 9 項 前項に規定される極秘情報は、当研究所の役員のみがアクセス権限を持つものと規定する。

第 10 項 当研究所の情報データを管理・共有する為に、他社から提供される情報管理システムを導入することを認めることを規定する。

第 11 項 情報の保管は役員総会に依って行われ、機密情報及び極秘情報については強固なセキュリティを施した上で、厳格に管理されることを規定する。

第 12 項 又、情報データを破棄する際には、全ての分類の情報に於いて、復元不可能な状態に処理した上で破棄することを規定する。

第 13 項 情報のバックアップは、役員総会に依って定められた手順・場所で行われることを規定する。

第 5.05 節 機密情報の保護と取扱い

- 第 1 項 此の節で言及する機密情報は、5 章 4 節の 4 項及び 6 項及び 8 項に規定される、内部情報及び機密情報及び極秘情報を指すものと規定する。
- 第 2 項 前項に規定する此の章節内の機密情報には、三つの位を設け、内部情報は外秘情報、機密情報は秘情報、と呼ぶことを規定する。
- 第 3 項 機密情報の取扱いとアクセス権限は、4 節で規定される通りのものとし、**機密情報には電子透かしを利用することを規定する。**
- 第 4 項 機密情報の共有方法は、外秘情報及び秘情報に於いては、当研究所が指定する特定のサービスを用いることに依って、共有を許可するものとするが、極秘情報に於いては、**外部サービスに依る共有を認めないものと規定する。**
- 第 5 項 又、極秘情報の送信に関しては、情報をリセリス式暗号に置換した上で、送信を行うことを義務付けることを規定する。
- 第 6 項 機密情報の漏洩は、職員に依る故意の漏洩の場合は、全ての責任は当該職員に帰し、職員に依る故意の漏洩でない場合は、全ての責任は所長に帰すことを規定する。

第 5.06 節 情報収集と個人情報管理

- 第 1 項 当研究所は、氏名・生年月日・出生地・住所地・身体的性別及び精神的性別等の個人情報¹を、当研究所の職員から収集することを規定する。
- 第 2 項 前項に規定される収集された職員の個人情報は、職員名簿に纏められ、之を役員総会が管理することを規定する。
- 第 3 項 又、当研究所の顧客及びサービス利用者等から、問合せフォーム又は申込書等の書類、又は口頭等の方法に依って、個人情報を取得することを認めることを規定する。
- 第 4 項 前項に認められる取得された顧客及びサービス利用者等の個人情報は、サービス・製品・技術等の提供又は利用状況の調査・分析、及び顧客及びサービス利用者等の問合せに対応する為に利用することを規定する。
- 第 5 項 当研究所は、個人情報の取扱いに於いて、国内外の適用法令、及び当研究所が加盟している認定個人情報保護団体が作成した個人情報保護指針、及びその他のガイドライン等を遵守し、当規程及びアリビナ宇宙科学研究所個人上保護方針の規定に基づき、個人情報を適切に取扱うことを規定する。

第 VI. 章 倫理的規範規程「AISAS 倫理綱領」

第 6.01 節 倫理的行動の基本原則

- 第 1 項 当研究所職員は、人権を尊重し、一切の差別及び嫌がらせ行為を認めない
- 第 2 項 当研究所職員は、多様性を尊重し、不義の排斥を認めない
- 第 3 項 当研究所職員は、自己同一性を尊重し、多様性と相互尊重を推進する
- 第 4 項 当研究所職員は、ハラスメントに繋がる行為を認めない
- 第 5 項 当研究所職員は、家族及び職員等の私事を尊重する
- 第 6 項 当研究所職員は、自由闊達な発言を尊重し、風通しの良い組織を作る
- 第 7 項 当研究所職員は、全ての行動が公正であり、不正行為や偽りを認めない
- 第 8 項 当研究所職員は、公正な評価に基づく処遇をし、適正な労働条件を整備する
- 第 9 項 当研究所職員は、誠実な行動を通じて信用性を維持し、信用を損なう行為全てを避ける
- 第 10 項 当研究所職員は、業務実施に於ける自身及び家族又は職員の生命、並びに身体的及び精神的な安全を確保する
- 第 11 項 当研究所職員は、危機事象に対する備えに万全を期す
- 第 12 項 当研究所職員は、風紀を乱す行為を認めない
- 第 13 項 当研究所職員は、間接的な情報や利益相反を含む事実を、公正かつ適切に開示する
- 第 14 項 当研究所職員は、自らの行動に責任を持ち、研究や業務の遂行に於いて信頼性を維持する
- 第 15 項 当研究所職員は、他者や社会に対して責任を果たし、持続可能な行動を促進する

第 6.02 節 研鑽義務と法的義務

- 第 1 項 当研究所職員は、研究員としての責任を全うすると共に、弛まず研鑽を積み、能力・知識・技能の向上に努める
- 第 2 項 当研究所職員は、学識・技能だけでなく、経済・産業・労働等の動向に関心を払い、研究員としての能力向上に努める
- 第 3 項 当研究所職員は、法律及びその他の関連法令について、之を遵守し、社会的規範に叛く事無く、常に良心に従って研究活動を行う

第 6.03 節 倫理的責任

- 第 1 項 当研究所職員は、特定分野の一研究員との自覚を持ち、健全なる精神を保持して日常の言動に於いても、慎みを以て当たるように努める
- 第 2 項 当研究所職員は、自己の身体又は精神或いは情緒等の損傷に依って、当研究所の活動に支障を来す恐れがある場合には、その活動の一部又は全てを差し控える
- 第 3 項 当研究所職員は、マスメディアに対して意見を発表する場合は、個人的意見であることを明示し、組織としての意見・見解は役員総会の決定に委ねる
- 第 4 項 当研究所職員は、当規程に定める通りに、機密情報と知的財産権の徹底した保護に努める
- 第 5 項 当研究所職員は、研究成果を論文、或いは講演として公表する場合には、その研究成果の独創性と意義とを正確に伝え、研究成果についての評価を確立することを務める
- 第 6 項 当研究所職員は、実験・研究結果の性格な記述に因って、研究の誠実性・正確性を明示する
- 第 7 項 当研究所職員は、他者の研究の正当な引用、知的財産の尊重等に十分に配慮した公表を行い、研究の透明性と客観性を明確にする
- 第 8 項 又、当研究所職員は、公表内容に対して説明責任を負う
- 第 9 項 又、当研究所職員は、公表内容に誤りがあることが明らかになった場合には、修正を公表する

第 6.04 節 倫理的違反への対処

- 第 1 項 当研究所職員は、倫理的違反を発見した場合には、役員総会へ違反を報告する
- 第 2 項 当研究所職員の倫理的違反の摘発は、役員総会への報告及び役員総会又は倫理委員会に依る監査に因って為される
- 第 3 項 当研究所職員の倫理的違反の処理手続きは、倫理委員会の監査の下、役員総会での会議に因って行われる
- 第 4 項 当研究所職員は、倫理的違反を犯した場合には、役員総会の指示に従って 3 章 9 節に定める懲戒処分を受ける
- 第 5 項 当研究所職員は、倫理的違反が判明した場合には、役員総会又は第三者から設置される倫理委員会の調査に協力し、決定に従う

第 VII. 章 禁止事項規程「AISAS 禁忌目錄」

第 7.01 節 前記

第 1 項 凡ソ此ノ目錄ノ定ムル處ニ於イテハ、職員皆是ヲ遵守ス可シ。

第 2 項 禁ゼラルル事項ノ後ニ、其ノ禁忌事項ノ定ムル違反點數ヲ記ス。處罰ヲ決定スルハニ於イテハ、之ニ從フ可シ。

第 3 項 然レモ前項ニ從ハズ、役員總會獨自ノ決定ニ依リ處罰ヲ行フモ、又宜シ。

第 7.02 節 禁忌原則事項

第 1 項 當研究所職員ハ、如何ナルモ、凡ユル差別行爲・虐メ・其他不當ノ争ヒ、是ヲ行フヲ禁ズ。三點

第 2 項 當研究所職員ハ、如何ナルモ、暴力團等ノ反社會的組織及ビ活動、是ニ係ルヲ禁ズ。八點

第 3 項 當研究所職員ハ、如何ナルモ、障碍ヤ病氣及ビ生理的現象又ハ反應、之ニ偏見ヲ持ツ、或ハ之ヲ嘲フ、或ハ之ニ差別的言動ヲ行フ、是ヲ禁ズ。三點

第 4 項 當研究所職員ハ、如何ナルモ、他者ヲ不當ニ謗ルヲ禁ズ。一點

第 5 項 當研究所職員ハ、如何ナルモ、當研究所ノ研究成果ヲ、憎嫉・唾棄スルヲ禁ズ。二點

第 6 項 當研究所職員ハ、如何ナルモ、基督教ヲ中心トスル正統ナ宗教團體ニ偏見ヲ持ツ、正統ナ教團及ビ其ノ信徒ニ對シ差別的言動ヲ行フ、正統ナ各教團ヲ排斥スル、是ヲ禁ズ。三點

第 7 項 當研究所職員ハ、如何ナルモ、多樣ナ思想ヲ不當ニ排斥スルヲ禁ズ。一點

第 8 項 當研究所職員ハ、如何ナルモ、人權等ノ自身及ビ他者ノ全テノ權利ヲ、忽略・侵害スルヲ禁ズ。四點

第 9 項 當研究所職員ハ、如何ナルモ、當研究所ノ歴史・習慣・思想・理念ヲ、鄙薄スルヲ禁ズ。三點

第 10 項 當研究所職員ハ、如何ナルモ、凡ユル犯罪行爲ヲ行フ、又ハ之ニ加擔スル、是ヲ禁ズ。八點

第 11 項 當研究所職員ハ、如何ナルモ、當研究所ト其ノ職員或ハ活動ニ對シ、故意ニ損害ヲ與ヘル行爲ヲ行フヲ禁ズ。八點

第 12 項 當研究所職員ハ、如何ナルモ、六章ニ規定スル倫理綱領・倫理規範ニ反スル言動ヲスルヲ禁ズ。三點

第 7.03 節 情報取扱ノ禁忌

- 第 1 項 當研究所職員ハ、五章四節一項ノ定義ニ於ケル内部情報・機密情報・極祕情報ヲ、管理者ノ許可無ク外部ニ持出スルヲ禁ズ。四點
- 第 2 項 當研究所職員ニ於イテハ、機密情報ヘノ「アクセス」権限ノ無イ職員ニ依ル、機密情報ヘノ「アクセス」ヲ禁ズ。三點
- 第 3 項 又、役員以外ニ依ル極祕情報ヘノ「アクセス」ヲ禁ズ。四點
- 第 4 項 又、極祕情報ヘノ不必要ナ「アクセス」ヲ禁ズ。一點
- 第 5 項 當研究所職員ハ、復元可能ナ状態デノ情報書類ノ破棄ヲ禁ズ。二點
- 第 6 項 當研究所職員ハ、五章五節一項ノ定義ニ於ケル機密情報ノ、電子透カシ不利用ノ状態デノ管理ヲ禁ズ。一點
- 第 7 項 當研究所職員ハ、他社カラ提供サレル情報管理「システム」ヲ、役員總會ノ合意無シニ、自己判斷ニ因リ勝手ニ導入スルヲ禁ズ。四點
- 第 8 項 當研究所職員ニ依ル、極祕情報ノ外部「サービス」ヲ用ヒタ共有ヲ禁ズ。四點
- 第 9 項 又、「リセリス」式暗號ニ未置換ノ状態ノ、極祕情報ノ送信ヲ禁ズ。四點
- 第 10 項 當研究所ハ、五章六節ニ規定サレル管理方法以外デノ個人情報ノ管理、或ハ五章六節ニ規定サレル利用目的以外デノ個人情報ノ利用、是ヲ禁ズ。三點

第 7.04 節 財務管理ノ禁忌

- 第 1 項 當研究所職員ハ、當研究所ノ内部資金ヲ着服・横領スルヲ禁ズ。八點
- 第 2 項 當研究所職員ハ、或職員ガ金錢的事情等ノ事由ニ因リ、當研究所ニ獻金出來無イ場合等ニ於イテ、其事ヲ理由ニシテ其職員ヲ不當ニ扱フヲ禁ズ。三點
- 第 3 項 會計擔當者ハ、豫算案ノ提出ヲ惰ルヲ禁ズ。二點
- 第 4 項 又同様ニ、期中報告及ビ年次報告、竝ビニ年度終ハリノ総合資金使途報告書及ビ收支計算書、是ノ提出ヲ惰ルヲ禁ズ。三點
- 第 5 項 當研究所ハ、財務報告書類ノ職員ヘノ開示ヲ惰ルヲ禁ズ。三點
- 第 6 項 當研究所職員ハ、經費精算ニ於イテ、領收書等ノ證憑ヲ偽造シ會計擔當者ニ提出スルヲ禁ズ。六點
- 第 7 項 當研究所職員ハ、支出ノ優先順位ヲ上ゲル爲ニ、情報ヲ偽リ申請スルヲ禁ズ。六點
- 第 8 項 又、當研究所ノ活動ニ無關係ノ支出ヲ、當研究所ノ活動ニ關係ガ有ル様ニ偽リ、申請スルヲ禁ズ。五點

第 7.05 節 瀆職

- 第 1 項 當研究所職員ハ、特ニ役員ニ於イテハ、職權ヲ亂用シ、一般職員ニ不當ニ壓力ヲ掛ケルヲ禁ズ。五點
- 第 2 項 又、不作爲及ビ懈怠ヲ禁ズ。七點
- 第 3 項 當研究所職員ハ、贈賄・收賄等ノ賄賂行爲ヲ行フヲ禁ズ。八點
- 第 4 項 會計擔當者及ビ役員總會ハ、許認可權ヤ裁量權ヲ恣意的ニ行使又ハ行使セズニ、特定ノ者ヲ有利ニ扱フヲ禁ズ。六點
- 第 5 項 前項ハ即チ、當研究所職員ハ、公平性ヲ缺キ、特定ノ職員又ハ事業者等ニ優遇處置ヲ取ル等ノ不正行爲ヲ行フヲ禁ズ。六點
- 第 6 項 當研究所職員ハ、七章四節一項ニ定ムル様ニ、横領・着服ヲ禁ジ、又、此ノ節三項ニ定ムル様ニ、賄賂等ヲ含ム裏金ヲ禁ズ。八點
- 第 7 項 當研究所職員ハ、利益相反ノ狀況デノ特典提供ヲ行フヲ禁ズ。五點
- 第 8 項 當研究所職員ハ、不正ナ申請書ノ提出ニ依ル偽造請求、及ビ偽造又ハ捏造ニ依ル文書ノ提出、是ヲ禁ズ。六點
- 第 9 項 當研究所職員ハ、不正ナ契約ノ締結ヲ禁ズ。五點

第 7.06 節 取引ノ禁忌

- 第 1 項 當研究所職員ハ、七章五節九項ニ規定サレル様ニ、不正ナ契約ノ締結ヲ禁ジ、不正ナ契約ニ對シ之ニ應ウルヲ禁ズ。五點
- 第 2 項 當研究所職員ハ、事業者及ビ顧客等トノ凡ユル取引ニ於イテ、不正ナ手段又ハ計畫ヲ以テ、或ハ技巧ヲスルヲ禁ズ。四點
- 第 3 項 當研究所職員ハ、事業者及ビ顧客等トノ凡ユル取引ニ於イテ、不正ナ價格操作ヲ行フヲ禁ズ。四點
- 第 4 項 當研究所職員ハ、事業者及ビ顧客等トノ凡ユル取引ニ於イテ、虚偽又ハ不實表示ニ依ル不正ナ支払ヒ、及ビ請求ヲ行フヲ禁ズ。五點
- 第 5 項 當研究所職員ハ、事業者及ビ顧客等トノ凡ユル取引ニ於イテ、虚偽ノ相場ヲ利用シテ取引ヲ行フヲ禁ズ。六點
- 第 6 項 當研究所職員ハ、事業者及ビ顧客等トノ凡ユル取引ニ於イテ、必要ナ情報ヲ故意ニ提示シナイヲ禁ズ。五點

第 7.07 節 研究活動ノ禁忌

- 第 1 項 當研究所職員ハ、全テノ研究ニ於イテ、研究情報ノ改竄又ハ捏造、或ハ盗用等ノ全テノ不正行爲、是ヲ行フヲ禁ズ。六點
- 第 2 項 當研究所職員ハ、全テノ研究ニ於イテ、研究對象及ビ被験者ヘノ不當ナ扱ヒ、或ハ虐待行爲、是ヲ行フヲ禁ズ。六點
- 第 3 項 當研究所職員ハ、全テノ研究ニ於イテ、被験者ヤ其他研究關係者ノ健康ヤ安全、之ニ對シ無視ヤ輕視ヲ行フヲ禁ズ。五點
- 第 4 項 當研究所職員ハ、全テノ研究ニ於イテ、被験者ヤ其他研究關係者ノ個人情報又ハ機密情報ヲ、不適切ナ取扱或ハ漏洩、是ヲ行フヲ禁ズ。四點
- 第 5 項 當研究所職員ハ、全テノ研究ニ於イテ、研究ニ因ル環境ヘノ惡影響或ハ不當負荷ノ加重ヲ考慮セズニ研究ヲ行フ、之ヲ禁ズ。四點
- 第 6 項 當研究所職員ハ、全テノ研究ニ於イテ、研究結果ニ對シ、之ヲ歪曲スル或ハ偏向スル、是ヲ禁ズ。二點
- 第 7 項 當研究所職員ハ、倫理委員會ヤ規制機關ヘノ研究・實驗情報ノ虚偽ノ申告、又ハ情報ノ隱蔽、是ヲ行フヲ禁ズ。六點
- 第 8 項 當研究所職員ハ、研究成果ヲ申告スル實績報告書ニ於イテ、不正確ナ情報ノ記述、研究結果又ハ實驗情報ノ隱蔽、其他改竄ヤ捏造、盗用等ノ不正行爲、是ヲ行フヲ禁ズ。六點
- 第 9 項 前項ニ加ヘ、研究成果ヲ申告スル實績報告書ニ於イテ、透明性ノ缺如ヤ公正性ノ不足シタ申請ヲ行フヲ禁ズ。三點
- 第 10 項 當研究所職員ハ、研究成果ヲ申告スル實績報告書ニ於イテ、他者ノ著作権或ハ知的財産權等ノ權利ヲ侵害スル内容、之ヲ申告スルヲ禁ズ。三點
- 第 11 項 當研究所職員ハ、研究成果ヲ纏メタ論文等ノ成果物ニ於イテ、同一ノ成果物ヲ多重ニ投稿スルヲ禁ズ。二點
- 第 12 項 當研究所職員ハ、特ニ役員以外ノ一般職員ニ於イテハ、研究成果ヲ役員總會ノ許可無シニ公表スルヲ禁ズ。四點
- 第 13 項 當研究所職員ハ、研究資金ノ不正使用ヤ不正請求ヲ行フヲ禁ズ。六點
- 第 14 項 當研究所職員ハ、競合他社及ビ他ノ研究者ニ對シ、誹謗中傷ヤ不正ナ攻撃、利益損壞行爲或ハ信用失墜行爲、是ヲ行フヲ禁ズ。四點
- 第 15 項 當研究所職員ハ、此ノ節ニ記載ノ無イ事デモ、六章ノ研究ニ於ケル倫理的規範ニ反スル行ヒ等ヲスルヲ禁ズ。任意點

第 VIII. 章 雑則

第 8.01 節 改正

第 1 項 当研究所職員は、この規程の改正を役員総会に申し出ることができることを規定する。

第 2 項 当規程は、職員総会の過半数の賛成で改正することができることを規定する。

第 3 項 役員総会は、改正後 2 年を目途として、この規程の妥当性・有効性を検討する必要があることを規定する。

第 IX. 章 附則

第 9.01 節 施行

第 1 項 当規程は 2014 年 5 月 21 日から施行することを規定する。

第 9.02 節 検討

第 1 項 職員はこの規程の施行後 2 年を目途として、この規程の施行の状況について検討を加え、必要があると認める場合には、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものと規定する。

第 9.03 節 優先

第 1 項 日本国憲法、及び日本国の法律その他有効な法令は、この規程に優先することを規定する。

第 9.04 節 当規程以外の規程

第 1 項 当規程に規定されていない事項については、別途規程を設けることを規定する。

- 2015 年 12 月 2 日 改正（架空エールフレットに関する項の追加）
- 2016 年 10 月 5 日 改正（1 章 1 節 6 項の追加）
- 2018 年 8 月 16 日 改正（2 章 3 節 2 項の追加、4 章 1 節 6 項に音声兵器の詳細を追加）
- 2020 年 9 月 28 日 改正（AISAS 禁忌目録 7 章の改定、6 節「取引ノ禁忌」の追加）
- 2022 年 3 月 10 日 改正（5 章 5 節 5 項及び 7 章 3 節 9 項に於いて、リセリス式暗号の追加）
- 2022 年 12 月 2 日 改正（3 章 3 節 4 項の定例会議の開催日時の見直し）